

第4回有識者懇談会における主なご意見

《日 時》 令和元年11月5日（火曜日）午後5時30分から午後7時00分まで

《場 所》 新宿NSビル3階 3-B会議室

《出席者》 飛鳥井委員、伊藤委員、小西委員、椎橋委員、辻内委員、村田委員、荒井オブザーバー

二次的被害について

- 「二次的被害」と「二次被害」については、国の基本計画等の用語に揃える方が妥当と考える。
- 前回の有識者懇談会において、「二次的被害」「二次被害」のどちらの意見もあったが、どちらか一方の表現が正しく、他方は誤りであるということではないと考える。国が使用する表現と平仄（ひょうそく）を合わせるという考えもあり、「二次的被害」の方が相応しいのではないかという意見が多かったと受け止めている。
- 調査では、司法過程や支援、医療などに携わる人たちによる二次的被害が高い率となっているので、定義の内容を見直した方がよい。
- 福岡県のように「犯罪被害者等に接する行政若しくは司法機関の職員その他関係者」と、「偏見」という言葉を入れると良い。
- 元々、二次的被害防止は、警察庁の被害者対策要綱で国が初めて取り込んだ概念。また、検察官や警察官の研修においても、二次的被害に関する内容を入れるよう要望がある。したがって、「行政機関若しくは司法機関職員」と踏み込んでほしいと思う。
- 被害者としても、司法機関が一番接するところなので、入れてほしい。
- 「無理解」と「偏見」は、意味が異なるので、「偏見」は定義にあった方がよい。社会的な偏見は、被害者の心に大きな被害を与える。

再被害について

- 再被害は、「居住の安定」や「安全の確保」において、自治体に出来る対策があるので、条例で明記してほしい。
- 近年、性暴力被害者の再被害が、新しい課題としてクローズアップされている。ワンストップ支援事業において、性暴力被害の相談を受けているうち、3分の1以上くらいが未成年である。子どもの被害を何とかしなくてはというのが、新しい課題。性犯罪被害の支援に関わる際の再被害とは、同じ被害者がさらに他の加害者から被害を受けることである。したがって、今の定義は、違和感がある。
- 元々は、同じ被害者が同じ加害者から再び犯罪を受けることを想定していた。その新しい課題を含めるのであれば、「加害者等から再び」ではなく「更なる危害を加えられる」とすれば解釈は広がるのでは。

- それならば、今の定義から「当該犯罪等の加害者から」を抜いてしまってはどうか。

学校教育について

- 「教育関係機関」は、子どものことを考えると大変重要である。教育機関も何らかの協力がないといけないので、入れられる範囲で入れておいた方がよいのではないかと思う。
- 二次的被害に教育機関を入れてはどうか。
- 学校で子どもが被害に遭ったときや子どもの家族が被害に遭ったとき、学校はその対応に困っているのではないかと思う。その際、子どもたちへの支援を考えるにあたり、他の支援機関と学校が連携して対応することは、双方にメリットがあると思う。
- 学校の中で子どもが被害にあった時、学校だけでは解決できない。様々な機関と連携して、全体で解決していく必要がある。学校の先生も実情をオープンにして、みんなで考えて支援してくださいと、全体で解決を進めた方がいい。